

【堺市民活動総合ポータルサイト実施要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、「堺市民活動総合ポータルサイト（以下「サイト」という。）」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 堺市産学公連携推進事業の一環として大阪府立大学ボランティア・市民活動センターが開設したサイトには、堺市の市民活動に関する情報を共有し精査しつつ、堺市民向けに広く情報発信することを目的とする。

(管理主体)

第3条 管理主体は、大阪府立大学 ボランティア・市民活動センターV-station とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター長または、ボランティアコーディネータ専門役が定める。

附 則

1 この要綱は、2019年3月1日から施行する。